◎新潟県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成31年２月26日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　五十島停車場線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
東蒲原郡阿賀町五十島字上村690番２から 同郡同町五十島字杉ノ平954番２まで	新	4.0～6.2メートル	77.4メートル
	旧	3.5～5.4メートル	77.4メートル